



『2026年以降の法改正について』

人事労務に関連する2026年以降施行予定の主な法改正事項についてまとめました。

ぜひ今後の業務予定にお役立てください。

施行日	法令名	概要
2026年 4月1日	子ども・子育て支援法	少子化対策のため、児童手当拡充など子育て支援費用の財源を確保する目的で、すべての医療保険加入者に対し、健康保険制度の保険料に上乗せする形で、所得に応じた“子ども・子育て支援金”の徴収が開始。令和8年度は平均で月額約250円程度の見込み。
	医療保険各法 健康保険法 国家公務員共済組合法等	
	厚生年金保険法	在職老齢年金制度における支給停止となる基準額が月額51万円から65万円に改定。
	女性活躍推進法	女性活躍に関する情報公表の義務化対象が常時雇用する労働者数が301人以上の企業から101人以上に拡大。 上記企業には「男女間の賃金差異の状況」及び「女性管理職の割合」の公表を義務付け。
公布の日から 3年以内	労働安全衛生法	労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、ストレスチェック制度の企業規模要件を撤廃（50人未満の事業場への義務化拡大）。
2027年 10月1日	厚生年金保険法等	社会保険の「企業規模要件」が10年かけて段階的に縮小・撤廃。直近では2027年10月1日に36人以上の企業に勤務する短時間労働者への適用が開始。
2028年 10月1日	雇用保険法	現行の適用基準である週所定労働時間「20時間以上」が、「10時間以上」に引き下げ。

なお、「子ども・子育て支援金」については2026年4月分から徴収が開始されます。給与計算システムの準備、給与明細への表示方法、従業員への説明等、しっかりと準備をしておきましょう。

(今回の担当：医療労務管理アドバイザー 山根 晃 社会保険労務士)

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター（略称：勤改センター）

住所：鳥取市戎町317（鳥取県医師会館内） TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：https://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/